

関東補松支公示 第2号
令和5年4月14日

公 示

各 社 各 位

令和5年度装備品・器材等の役務の契約希望者募集要領

分 任 契 約 担 当 官
陸上自衛隊関東補給処松戸支処
会 計 課 長 多 賀 克 己

装備品・器材等の役務等の契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

記

1 公募に付する調達品目

「令和5年度国外における米海兵隊との実動訓練(タリスマン・セイバー23)の支援役務」
仕様内容は、添付の仕様書参照。

2 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」において、関東・甲信越地区の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者(※注)であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとす

る者でないこと。

※注 「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

1 資本関係がある場合

次の(1)又は(2)に該当する二者の場合。ただし、(1)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(2)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第127号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

- (1) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係がある場合

次の(1)又は(2)に該当する二者の場合。ただし、(1)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- (1) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- 3 1及び2に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減減するなど1又は2に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合 ※ 注ここまで

- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。但し、真にやむを得ない事由を、該当する省の指名停止権者が認めた場合にはこの限りではない。
- (7) 陸上自衛隊が定める「入札及び契約心得」及び「補給処等用標準契約書」に承諾の上、契約を締結することが可能な者であること。
- (8) 法令による許認可(武器等製造法・航空機製造事業法・火薬類取締法等)が必要な場合は、当該許可等を有している者であること。但し、許可等の取得に向けて所管官庁と調整中である場合には、調整中であることを証明する書類を提出すること(下請負者を含む)。
- (9) 契約の履行にあたって必要となる特許権・実用新案権・著作権等その他の知的財産に関して、法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で且つ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。但し、調整中である場

合には、調整中であることを証明する書類を提出すること(下請負者を含む)。

- (10) 応募する品目等について、製造又は役務の場合は技術・設備等を有し、売買にあたって販売権を必要とする場合は当該販売権を有し(取得中である場合は、それを証明する資料を提出すること)、納期を保証できる者であるとともに、不具合及び改修に関する対応が継続的に可能な者であること。又、必要となる他企業との技術援助契約等を締結している必要がある場合には、その証明資料の提出等が可能であること。但し、調整中である場合には、それを証明する資料を提出すること(下請負者を含む)。
- (11) 秘密等を取り扱う場合は、製造及び役務の契約においては秘密に属する文書・図面及び物件を保管できる設備を有し、販売等の契約においては秘密の物件等を保管できる設備を有すること。また、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障の無いことを確認した者を充てることができる者であること。
- (12) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国の発注事務等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (13) 防衛省として、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。

3 応募方法(応募資料等)

- (1) 応募する者は、別記様式の「公募契約希望申請書」(以下「申請書」という)により、次の項目を証明する具体的資料(以下「提出資料」という)を提出しなければならない。
 - ア 競争参加資格審査結果通知書(写し)
2(3)に示した競争参加資格審査結果通知書(写し)を提出する。
 - イ 品目等により製造等に必要な法令、規定等に基づく許認可等の取得状況(写しでも可)。
 - ウ その他、申請書に記載されている書類等。(組織図、過去の契約及び納入実績等)
- (2) 受付期限 令和5年4月14日(金)～令和5年5月15日(月)
- (3) 提出要領 提出先に**2部**を持参又は郵送するものとする。
- (4) 持参の場合による受付時間 土曜・日曜・祝祭日を除く毎日(午前8時から午後5時まで)。
- (5) 提出先 〒270-2288 千葉県松戸市五香六実17
陸上自衛隊関東補給処松戸支処 総務部会計課契約班
電話 047-387-2171 (内線331)

4 技術資料等の提出

- (1) 応募する者は、3(1)で示した提出資料以外で契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料(以下「技術資料等」という)を求められた場合には、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。
 - ア 検査・修理等に必要な技術、機械器具又は生産設備等を証明する書類
 - イ 調達予定案件の履行にあたり、保有している販売権・工業所有権等及び製造企業と締結している技術援助契約を証明する書類(写し)
 - ウ 特許等工業所有権を必要とする場合は、該当する特許等工業所有権を使用可能であること

を証明する書類(写し)

- (2) 技術資料等の提出者は、第2高射特科群の担当者から、提出資料等について説明を求められた場合には、その都度説明をしなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (3) 技術資料等の提出者は、関東補給処松戸支処の担当者から、調査の為に事業所等(下請負者の事業所等を含む)に係る調査の為に協力依頼があった場合には、当該事業所等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。
- (4) 提出された技術資料等により、品目毎に契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

5 技術資料等の提出にあたっての留意事項

- (1) 技術資料等に虚偽の記載をした者及び4(1)から(3)までの項目に反する者については、当該品目の契約相手方としない。
- (2) 提出資料等の作成、提出及び説明並びに4(3)の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術資料等は、原則として返却しない。
- (4) 提出された技術資料等は、提出者に無断で他の目的で使用しない。
- (5) 技術資料等に自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続きを済ませておくとともに、出図元を明記する。
- (6) 技術資料等の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届け出をしなければならない。

6 審査結果の通知

応募者のうち、指名競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果合格通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

7 疑義の申し立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、契約担当官等に対して、審査不合格の理由について以下により書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く)。
 - イ 提出場所 3の(5)に同じ
 - ウ その他 書面は持参又は郵送するものとする。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた時には、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く)に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 疑義の再申し立て

- (1) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理してから3日以内(休日を除く)に書面

により再苦情の申し立てを行うことができる。

- (2) 契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内(休日を除く)に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募者の義務等

- (1) 指名競争候補者が複数の場合には指名競争の通知、1者の場合には随意契約の通知を行う。但し、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により、指名競争に参加させることが適当と認められなくなった者又は随意契約の相手方としては適当と認められなくなった者には、指名競争又は随意契約の通知は行わない。
- (2) 指名競争又は随意契約の通知を受けた者は、必ず指名競争又は随意契約に参加し、合理的な金額の入札書や見積書を提出しなければならない。
- (3) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者からの抹消の請求を行わなければならない。

10 その他の注意事項

- (1) 応募者の資格は、審査結果合格通知書を受けてから令和6年3月31日までの間効力を発する。そのため、指名競争における指名通知は、その時点で審査合格を受けている者にのみ送付する。